

公 告

雲仙復興事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

平成29年2月17日

国土交通省 九州地方整備局
雲仙復興事務所長 植野 利康

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、雲仙復興事務所が管理する砂防指定地内において、災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、緊急的に砂防施設の巡視又は応急対策工事を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

(2) 基本協定区域

基本協定は雲仙復興事務所管内で7社程度について締結するものとする。

また、協定締結区域外において発生した災害の応急対策について依頼を行う場合がある。

(3) 協定期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日

(4) 本協定締結業者の選定については、災害時等における応急復旧工事又は対策工事を実施する際の工事実施体制、保有技術者、工事の施工実績等に関する技術資料及び資機材保有状況、安全管理等を総合的に評価して協定締結業者を選定する。 但し、協定区域（災害時の巡視）の特定については、総合的に判断して決定するものとする。

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、(4)の評価の高い順等に実施の可否を確認し、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。 但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになる。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。) 第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成29・30年度一般土木工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っており、かつ、平成29・30年度一般土木工事に係るC等級の一般競争(指名競争)参加資格の認定を平成29年4月1日時点において受けていること。
なお、認定されていない場合は、当該協定の参加資格を有しない者に該当し、協定締結を無効とする。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 九州地方整備局の管轄区域の内、長崎県島原市、南島原市、雲仙市内に建設業法に基づく主たる営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が存在すること。
- (5) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 災害協定に基づき請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。
なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時加入する方式と、直前1年間の完工工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があるが、いずれの方式であっても差し支えない。
- (8) 本協定は、災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性・簡素化を図る必要があることから、協定締結業者は、単体（経常共同企業体を除く）で参加資格を満足する社を対象とする。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒855-0866 長崎県島原市南下川尻町7-4
国土交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所 砂防課
電話 0957-64-4171

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：平成29年2月17日（金）から平成29年3月3日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒855-0866 長崎県島原市南下川尻町7-4
国土交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所 3階 砂防課内
- ③ 交付方法：手渡しにより交付する。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：平成29年2月17日（金）から平成29年3月3日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記3. (2)②に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

4 その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

技術資料等説明書

国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結業者については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 平成29年2月17日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所長 植野 利康
長崎県島原市南下川尻町7-4

3. 基本協定の概要等

基本協定の概要等は、公告1.（1）～（5）のとおり。

4. 参加資格要件

参加資格要件は、公告2.（1）～（8）のとおり。

5. 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料

（1） 本協定締結の参加希望者は、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところにより申請書及び技術資料等を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び技術資料等を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することができない。

① 提出期間：平成29年2月17日（金）から平成29年3月3日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

② 提出場所：〒855-0866 長崎県島原市南下川尻町7-4
電話：0957-64-4171
FAX：0957-63-0914

国土交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所 砂防課

③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。
提出期間内に必着。）により提出する。

（2） 申請書は、別記「様式-1」により作成すること。

① 会社の代表印を押印すること。

（3） 技術資料は、別記「様式-2～7」により作成すること。

（4） 平成29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書の受付票の写しを添付すること。

6. 申請書、技術資料の作成要領及び留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 申請書 [様式－1]	①様式は【様式－1】とし、必ず会社の代表者印を押印すること。
(2)工事実施体制 [様式－2] [様式－3] [様式－4]	①様式は【様式－2, 3, 4】とする。 ②建設業法に基づく主たる営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）の所在地と全ての協定区域までの距離について記載すること。 ③導流堤の決壊等大規模な災害が発生した際の応急復旧工事を実施すると想定し、各社の実情に合わせて作成すること。 ④保有資機材については、平成29年2月17日時点において自社保有の物とする。
(3)施工実績 (過去4ヶ年度+当該年度における雲仙復興事務所発注工事) [様式－5]	①様式は【様式－5】とする。 ②対象となる工事は、元請けとして過去4ヶ年度+当該年度（平成24年度から平成28年度までの間）に完成した雲仙復興事務所発注の土木関係工事（一般土木工事及び維持修繕工事）すべて記載する。但し、堤防除草工事は対象としない。
(4)表彰 (安全・優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者)又は工事成績優秀企業の認定 [様式－6]	①様式は【様式－6】とする。 ②直近2ヶ年度（平成27年度（平成26年度完成工事）～平成28年度（平成27年度完成工事））において、企業が元請けとして九州地方整備局（河川・海岸・砂防・ダム・道路・公園関係部局（関係事務所含む）及び營繕部・營繕事務所（以下「対象部局」という））から表彰（安全施工、優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者）又は工事成績優秀企業の認定を受けた実績を記載すること。
(5)災害時応急対策工事等の協定締結の実績 [様式－7]	①様式は【様式－7】とする。 ②島原半島地域内（雲仙市、島原市、南島原市）において、平成26年4月以降に国、県または市町村等と申請者が直接協定を締結している場合、その内容と活動状況を記載すること。 ③島原半島地域内（雲仙市、島原市、南島原市）において、平成26年4月以降に、直接協定の有無にかかわらず災害協定等に基づき災害対応の実績がある場合は、実績を証明できる契約図書等の写しを添付すること。ただし、災害対応の実績は工事に限る。 ④②及び③に記載した災害協定について、協定書の写しを添付すること。 ただし、②又は③に記載した協定書の有効性を明確に証明できない場合は、協定書の写しの他に年度更新を明記した通知文等の写しも併せて添付すること。

上記の評価項目において、添付すべき資料がない場合は、評価しないものとする。

参加資格に係る資料に不足がある場合は、不足資料の提出を求め、参加資格を認める場合がある。

なお、資料の再提出があつても総合評価においては評価しないものとする。再提出を求めた資料が提出されない場合は、競争参加資格を認めない。

7. 評価に関する事項等

評価項目	評価内容	点数
工事実施体制	<p>■工事実施体制 (様式－2, 3, 4により評価) ・様式－2, 3, 4の内容により災害時の応急対策工事の工事実施体制について評価する</p>	50
施工実績	<p>■施工実績 (様式－5により評価) ・元請けとして過去4ヶ年度+当該年度(平成24年度から平成28年度までの間)における雲仙事務所発注の施工実績(一般土木工事及び維持修繕工事)</p>	10
	<p>■工事成績の評価 ・元請として平成24年度以降に完成した九州地方整備局の発注した工事(工事種別:一般土木工事)の工事成績評定通知書の評定点の平均点の高いものを優位に評価する。</p>	10
工事の安全確保	<p>■表彰 (様式－6により評価) ・直近2ヶ年度(平成27年度(平成26年度完成工事)～平成28年度(平成27年度完成工事))の表彰(安全施工、優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者)又は工事成績優秀企業の認定を受けた実績 ・評価は、局長表彰、事務所長表彰の順で優位に評価するが、申請できる表彰又は認定実績は、各々1件とし、評価については、各々の表彰又は認定が高いものを優位に評価する。</p>	10
	<p>■安全管理の状況 ・過去1年間の死亡事故等の状況</p>	10 (減点)
防災業務の実績	<p>■災害時応急対策工事等の協定締結および活動の実績 (様式－7により評価) ・平成26年4月以降の島原半島地域内(雲仙市、島原市、南島原市)における国、県または市町村等と協定締結及び活動の実績</p>	10

8. 本基本協定に関する手続等

(1) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：平成29年2月17日（金）から平成29年3月3日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒855-0866 長崎県島原市南下川尻町7-4
国土交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所 砂防課
- ③ 交付方法：手渡しにより交付する。

(2) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：平成29年2月17日（金）から平成29年3月3日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記5. (1) ②に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。
提出期間内に必着。）により提出する。

9. 技術資料等説明書に対する質問

(1) この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間：平成29年2月17日（金）から平成29年2月24日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記5. (1) ②に同じ。
- ③ 提出方法：FAX、持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。
(注) : FAXで提出した場合は、FAX送信後、雲仙復興事務所砂防職員へ電話で確認すること。

(2) (1) の質問に対する回答は、書面により平成29年3月1日（水）までに行う。

10. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がないと認められた者は、当職に対して参加資格がないと認めた理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。（様式は自由とする。）

- ① 提出期限：平成29年3月22日（水）17時00分。
- ② 提出場所：上記5. (1) ②に同じ。
- ③ 提出方法：FAX又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。
(注) FAXで提出した場合は、FAX送信後、雲仙復興事務所砂防課長へ電話で確認すること（不在の場合は砂防課職員で可）。

(2) 当職は、説明を求められたときは、平成29年3月27日（月）までに説明を求めた者に対し、書面にてFAXにより回答する。

11. 本協定締結予定業者の決定及び通知

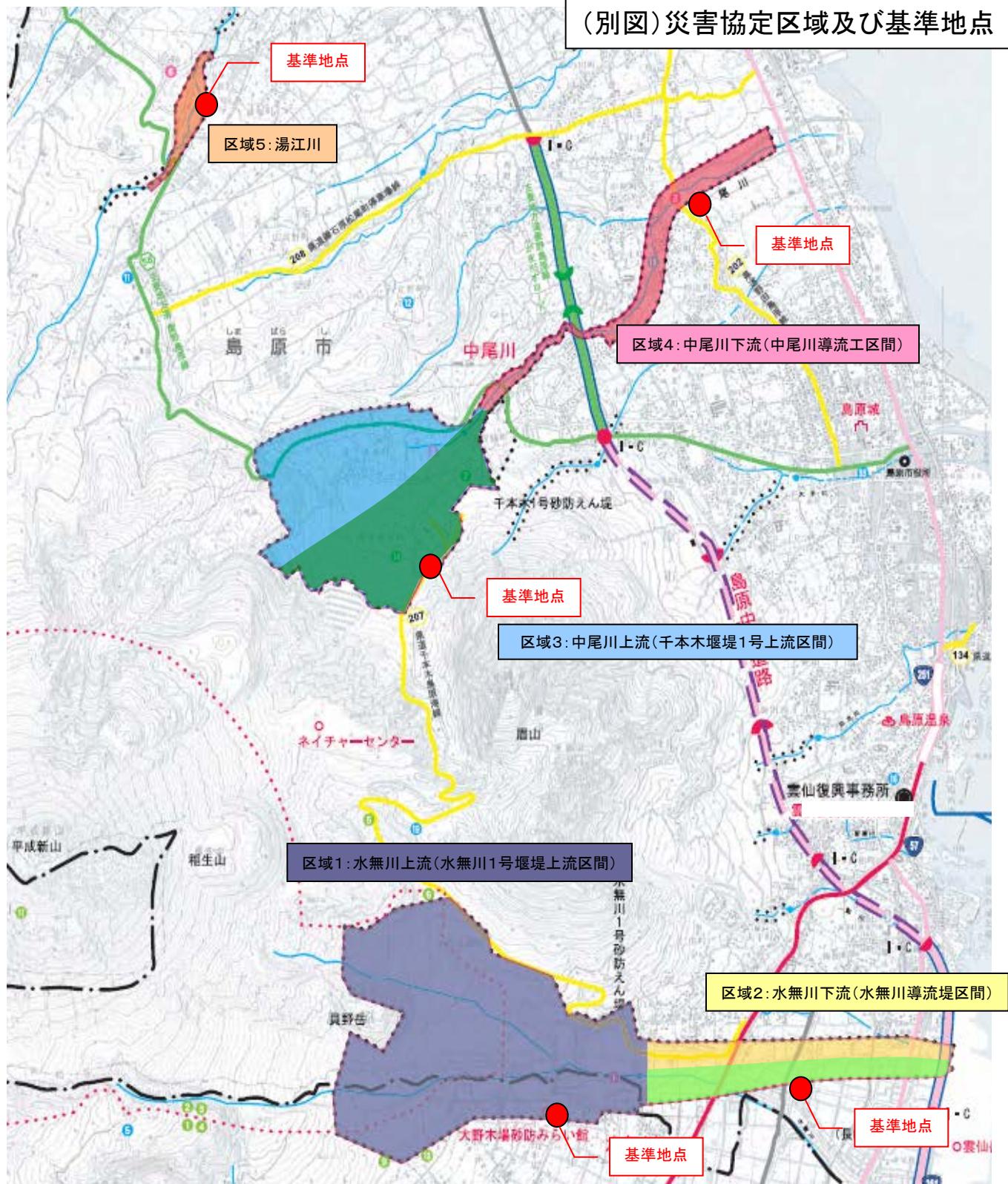
本協定の締結予定業者については、技術資料の提出に基づき評価・決定する。その結果は、平成29年3月17日（金）までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。

なお、協定締結は平成29年4月1日時点において、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成29・30年度一般土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていることを確認したうえで行うものとし、認定されていない場合は、当該協定の参加資格を有しない者に該当し、協定締結を無効とする。

12. その他

- (1) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 当職は、提出された申請書及び技術資料を、競争参加資格の確認以外の目的で無断に使用しない。
- (3) 提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。
- (4) 提出期間以降における申請書又は技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 本協定については、本技術資料作成要領にあわせて配布する協定書（案）により協定締結を行う。
なお、協定書（案）については内容に変更が生じる場合がある。

(別図)災害協定区域及び基準地点



区域番号	基本協定区間		基準地点
1	水無川上流	水無川1号堰堤上流	大野木場砂防監視所
2	水無川下流	水無川導流堤区間	広域農道橋右岸
3	中尾川上流	千本木1号堰堤上流	千本木砂防施設展望所
4	中尾川下流	中尾川導流工区間	寺田橋右岸
5	湯江川		湯江川砂防堰堤